ネット・リテラシー教材（中学校②／責任を持って発信する力）

**著作権について考えてみよう**

**1　ねらい**

◎私たちがつくる文章や絵・写真・動画などには「著作権」が発生することを知り、著作権法に基づいて正しく著作物の利用ができるようにする。

**2　展　開**

（1）導入（5分）

○読んでみてとても面白かったマンガがありました。ぜひ、みんなにも読んで欲しいと思って、マンガを写真に撮ってSNSでインターネットにアップしました。すると、すぐにたくさんの人から感謝のメールが届きました。

これって、良いことだと思いますか？

　　　・そう思う　　・そう思わない　　・わからない

**※どう思うかを（グー、チョキ、パーで）意思表示させ、それぞれの理由を交流させながら、本時のテーマにつなげる。**

○実は、このようなことをしたら、「著作権法違反」で逮捕されます。みなさんは、この「著作権」って知っていますか。今日は、この「著作権」について勉強してみましょう。

（2）学習のテーマを知る。

　　　　**◆著作権について考えてみよう**

（3）著作権について知る。（10分）

○まず、著作権とは何か、みんなでみていきましょう。

　①「著作権」とは

　　　●文章や絵・写真・動画など、自分がつくった作品で収入を得ている人が、

　　　　自分がつくったものを利用するときに利用料を払ってもらうことで、

　　　　また次の作品をつくることができるようにするための権利。

（自分がつくった作品を他の人が勝手に使ってしまうことを防ぐための権利。）

　②「著作権」がある著作物とは

　　　1）言葉によって表現されたもの（小説、脚本、論文、講演など）

　　　2）音楽（曲、歌詞、楽譜など）

　　　3）身振りや動作によって表現されたもの（日本舞踊、ダンス、バレエなど）

　　　4）形や色で表現されたもの（絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など）

　　　5）建築（建築芸術と呼ばれるようなもの）

　　　6）図形や図表によって表現されたもの（地図、図面、図表、模型など）

　　　7）写真

　　　8）映像によって表現されたもの（映画、テレビ番組、ビデオ、ゲームなど）

　　　9）プログラムによって表現されたもの（コンピュータープログラムなど）

10）その他（翻訳などの二次的著作物、百科事典、新聞、雑誌など）

　③「著作権」の内容

　　　「著作者人格権」

… 著作者の気持ちに反するような作品の扱い方をしてはいけない。

　　例）著作者に黙って公表してはいけない。

　　　　著作者に黙って名前を公表してはいけない。

　　　　著作者に黙って作品を変えてはいけない。

　　　「著作権（財産権）」

　　　　　　　… 著作物を利用するときには、事前に許可をもらったり、利用料を支払ったりしなければならない。

**【トピック】著作権とは**

知的な創作活動によって何かを作り出した人に付与される知的財産権（知的所有権）は、文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」と「産業財産権（工業所有権）」「その他」に分けることができます。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物と言います。また、それを創作した人が著作者です。

産業財産権（工業所有権）としては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権があります。



**公益社団法人　著作権情報センター（CRIC）著作権って何？（はじめての著作権講座）を参考に作成**

**https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html#rule**

（4）「著作権法」を守った使い方について考える。(20分)

　　○では、次の10の事例で、著作権法に違反していると思うものには×を、違反していないと思うものには○をつけてみましょう。

　　　**※ワークシートに×か○をつけていく。**

①テレビ番組を録画して、家族とみる。…○

②テレビ番組を録画したものを友だちに貸す。…×

③図書館にある本で調べたい部分を図書館で一部コピーして、自分だけで使う。…○

④図書館にある本を図書館で全ページコピーして、自分だけで使う。…×

　**※図書館の本を図書館で全ページコピーすること自体が許可されない。**

⑤他の本の中の文章を、「」をつけて出典も明記して、自分の文章に入れる。…○

⑥学校で調べたことを発表するために、資料を一部コピーして使う。…○

⑦資料を使って学校で発表したことをビデオに録画して、知り合いに配る。…×

⑧学校の文化発表会で、流行している曲を自分たちのバンドで演奏する。

（入場料無し、バンドの人もお金をもらわない。）…○

⑨自分たちのバンドで演奏した動画をインターネットで公開する。…○

（YouTubeで非営利目的、オリジナルの音源を使っていない、

バンドメンバーだけの映像の場合。）

⑩自分のプロフィールに別の人の写真を使う。…×　**※肖像権等の侵害**

**※答え合わせをしながら、×になる理由や、○の場合でも×との境がどこにあるのかを考えていく。**

**【トピック】著作物の利用について**

著作物が自由に使える場合（例）…詳細は著作権法第30条～第47条の8を参照

　・私的使用のための複製（第30条）・・・個人で。

　・図書館等における複製（第31条）

　・引用（第32条）

　・教育機関における複製（第35条）・・・授業で。ただし、ドリルの複製などは著作権者に経済的不利益を与えるおそれがあるので適用されない。

　　　　　　　　　　　 　※生徒は、「授業で、先生がコピーしたものを使用していたから自分も大丈夫」と認識することも考えられるので、第35条について説明することも必要。

　・営利を目的としない上演等（第38条）・・・無料で。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＩＴサポートさが作成

（5）「著作権利用申請」の仕方について知る。(10分)

　　○「著作権法」に違反しない方法として、きちんと使うことを申請して使用料を払うという方法もあります。ここで認められれば、100％安心です。文化庁から示されている著作物利用申請書をみてみましょう。

　　　**※文化庁の「著作物利用申請書」を配布する。**

　　○著作物を利用するときには、きちんと申請して許可をもらうことができるようになると良いですね。

（6）今日の学習をふり返る。（5分）

　　○今日は、「著作権」について学習をしました。この学習で考えたこと・感じたこと、そして、わからなかったことやもっと知りたいことなどを最後にワークシートに書きましょう。

（参考図書・出典）

　・文化庁ホームページ

・公益社団法人　著作権情報センター（CRIC）ホームページ

　・「かわいいフリー素材集　いらすとや」

　・花子（ジャストシステム）　イラスト

**※【佐賀県教育委員会の通知について】**

**佐賀県教育委員会は、令和３年４月３０日付け教委学第４３５号にて「定期考査等試験問題作成時の留意点について」を通知しています。通知には著作物を利用する際の留意点も示しています。**

著作権について考えてみよう

（　　）年　名前（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1　著作権とは

文章や絵・写真・動画など、自分がつくった作品で収入を得ている人が、自分がつくったものを利用するときに利用料を払ってもらうことで、また次の作品をつくることができるようにする権利。（自分の作品を他の人が勝手に使ってしまうことを防ぐための権利。）

**著作物とは**

　1)言葉によって表現されたもの　2)音楽　3）身振りや動作によって表現されたもの

　4）形や色で表現されたもの　5）建築　6）図形や図表によって表現されたもの

　7）写真　8）映像によって表現されたもの　9）プログラムによって表現されたもの

　10）その他（二次的著作物、百科辞典、新聞、雑誌など）

**著作権**

2　著作権の正しい使い方とは

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | テレビ番組を録画して、家族とみる。 |  |
| ② | テレビ番組を録画したものを、友だちに貸す。 |  |
| ③ | 図書館にある本で調べたい部分を図書館で一部コピーして自分で使う。 |  |
| ④ | 図書館にある本を図書館で全ページコピーして、自分で使う。 |  |
| ⑤ | 他の本の文章を「」をつけて出典も明記して、自分の文章に入れる。 |  |
| ⑥ | 学校で調べたことを発表するために、資料を一部コピーして使う。 |  |
| ⑦ | 資料を使って学校で発表したことをビデオに録画して、知り合いに配る。 |  |
| ⑧ | 学校の文化祭で、流行している曲を自分たちのバンドで演奏する。（入場料無し、バンドの人もお金をもらわない場合） |  |
| ⑨ | 自分たちのバンドで演奏した動画をインターネットで公開する。（YouTubeで非営利目的、オリジナルの音源を使っていない、メンバーのみの映像） |  |
| ⑩ | 自分のプロフィールに別の人の写真を使う。 |  |

メモ

3　著作物を利用するために　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※文化庁HPより

**著作物利用許可申請書**

年　　月　　日

出版元名

申請者名

団体名

申請者

〒

住所

電話

FAX

E-mail

　**下記のように著作物を利用したく、申請いたします。**

１　利用したい著作物

|  |  |
| --- | --- |
| 書　名 |  |
| 作者名 |  |
| 出版社名 |  |

２　利用形態・目的

３　利用方法

**出版社使用欄**

|  |
| --- |
| ・上記の著作物利用については、著作権者に無許諾で使用できます。・上記の著作物利用について、著作権者より回答がありました。・許諾します。　　　・許諾しません。但し、以下のことを条件とします。　　　　年　　月　　日　　出版社名　　　　　　　　　　　　　〒住所電話　　　　　　　　　　FAX担当者名 |

４　学習の感想